# MMCインフォメーション

こんにちは!所長の森田です。

今回は遺言書についてのご紹介です。

遺言書を作成しておくことにより、遺言者の意向に 添った遺産分割ができるようになります。

遺言にはいくつかの方式がありますが、当事務所では最も安全で、絶大な効力のある公正証書遺言をおすすめしており、作成のサポートを行っております。ぜひお気軽にご相談ください!!



## 遺言とは・・・

- 〇遺言とは、生前に相続人等に対し、自身の財産を誰に、どういう形で渡すかという意思を書類として残しておくことです。
- 〇遺言書を作成しておくことで、相続発生時には、<u>遺言書の通り</u> に遺産分割手続きを行うことができます。
- 〇遺言書には、<u>自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言</u>の 3種類があります。
- 〇遺言書がない場合、相続人同士で話し合い、<u>法律で定められた</u> 割合もしくは、<u>話し合いの結果決まった配分</u>で遺産分割をする ことになります(遺産分割協議)。

## ~遺言は円満分割のための保険です~

※遺言書があっても、相続人同士の話し合いがまとまり、遺産分割協議書が作成できれば、**必ずしも遺言書に従う必要はありません。** 

#### 自筆証書遺言

#### 公正証書遺言

⇒手書きの遺言書

⇒公証人が作成する遺言書



- 裁判所の検認手続きが必要
- 内容の不備で、無効になる 場合有り
- 紛失等のおそれ有り



- 裁判所の検認手続きが不要
- 相続人の印鑑証明書を求めず に名義変更が可能
- 原本は公証役場で保管される ので、紛失のおそれがない

# 遺言書を作成した方が良いケース



### 〇相続手続きをスムーズにしたい

- →遺産分割協議の場合、相続人全員が集まって話し合い、書類を まとめなければならず、相続人が多数いたり、遠方の場合は<u>時</u> 間がかかります。
  - ・・・・遺言書があれば、上記の話し合いを省略して名義変更など 一切の手続きを進められるため、相続人の事務的、精神的 負担が軽減できます。

#### 〇相続人間に意見の相違がある

- →遺産分割協議の場合、<u>話し合いがまとまらない可能性</u>があります。
  - ・・・・遺言書があれば、仮に話し合いに応じない相続人がいても、 遺言書の内容が優先されるため、<u>手続きが滞ってしまう</u> ことはありません。

#### ○相続人以外に財産を渡したい

- →例えば、子どもの配偶者は生前介護をしてくれていても、<u>法律</u> 上では相続する権利を持ちません。
  - ・・・・遺言書があれば、特別お世話になった人へ<u>財産を渡したい</u> という意思を残すことができます。

CHECK!

相続をする人への<u>負担やトラブルを減らしたい場合、特別な人</u> に財産を渡したい場合は遺言書の作成をおすすめします!



遺言書作成に必要な準備は事務所スタッフがサポートし、作成日当日は30分程度で完了します。

また、森田会計では、毎月遺言と相続の無料セミナー や無料相談を行っております! ぜひお気軽に担当者までご連絡ください!